毎月１日発行　　２０１３年１２月１日（日）第２８９号

浜平税理士事務所 News

発　行　東京都中央区日本橋堀留町１丁目２番１６号
瀧田ビル５階
Tel 03-6410-6600　Fax 03-6410-6666
URL　http://www.hamahira.com
編　集　税理士　浜平　純一
取　材　溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

上場株式等の譲渡所得及び配当所得に係る軽減税率の特例措置の廃止

平成２５年度の税制改正により、上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る１０％軽減税率（所得税７％、住民税３％）の特例措置並びに源泉徴収選択口座内調整所得金額及び上場株式等の配当等に係る源泉仲秋税率の１０％軽減税率（所得税７％、住民税３％）の特例措置は、平成２５年１２月３１日をもって廃止され、平成２６年１月１日以降は、本則税率の２０％（所得税１５％、住民税５％）が適用されます。

１、確定申告において適用される税率

①上場株式等の譲渡所得等に係る税率

・金融商品取引業者等を通じた売却等

→２５年分までは１０％、２６年分以降は２０％

・それ以外の売却

→２０％

②上場株式等の配当等に係る税率

→２５年分までは１０％、２６年分以降は２０％

※平成２５年から平成４９年までの各年分の確定申告の際には、上記所得税と併せて、基準所得税額に２．１％の税率を乗じて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

２、源泉徴収において適用される税率

①源泉徴収選択口座内調整所得金額に係る源泉徴収税率

・平成２５年分

→１０．１４７％（所得税７％、復興特別所得税０．１４７％、住民税３％）

・平成２６年分以降

→２０．３１５％（所得税１５％、復興特別所得税０．３１５％、住民税５％）

②上場株式等の配当に係る源泉徴収税率

・平成２５年分

→１０．１４７％（所得税７％、復興特別所得税０．１４７％、住民税３％）

・平成２６年分以降

→２０．３１５％（所得税１５％、復興特別所得税０．３１５％、住民税５％）

国税庁、国外財産調書制度の想定問答集を公表

国税庁はこのほど、国外財産調書制度についてのＦＡＱ（想定問答集）をまとめ、ホームページに公表しました。国外財産調書制度とは、１２月３１日時点で５千万円を超える国外財産を所有している居住者については、財産の種類や数量、金額などを「国外財産調書」に記入して翌年３月１５日までに所轄税務署に届け出なければならないという制度です。今年１２月末時点における所有財産からスタートします。

ＦＡＱは、制度の概要や国外財産の所在の判定、調書の記載事項、国外財産の価額、加算税等の特例、罰則などについて、Ｑ＆Ａ形式で分かりやすく示されています。

☆　☆　☆　今　月　の　税　務　メ　モ　☆　☆　☆

1.	給与所得の年末調整	調整時期・・・・・最後の給与
2.	11月分源泉所得税の納付	納付期限・・・・・・12月10日
3.	10月決算法人の確定申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限・・・・・・ 1月　6日
4.	4月決算法人の中間申告（法人税・消費税・法人事業税・法人住民税）	申告期限・・・・・・ 1月　6日
5.	1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告	申告期限・・・・・・ 1月　6日